法

廷

矢

3

犯罪被害者支援弁護士フォーラム(VSフォーラム)代表代行兼事務局長 関東交通犯罪遺族の会(あいの会)代表顧問

弁護士 髙 橋 正 人

医師はどういう時、法廷に立つことがあるのか

刑事裁判

民事裁判

刑事裁判

当事者は 検察官VS被告「人」

(医療過誤訴訟「業務上過失致死傷罪」事件)起訴されて医師自身が [犯人] 扱いされ 被告人となって弁解を求められる→医療ミスの時に起きるが滅多にない ただし、あると深刻

(殺人事件や傷害致死事件)

検察官側や被告人側(弁護人側)の証人となる場合

→被害者の死因が争われ検察官や弁護人から 証言を求められる 正義を実現したいが<u>責任重大</u>

民事裁判

当事者は 原告VS被告

(医療過誤訴訟)

- ① 患者(原告)から、被告として訴えられ弁解する
- ② **患者(原告)が他の医師を被告として訴え、その医師**から 味方になって欲しいと頼まれ証言する
- ③ **患者(原告)が他の医師を被告として訴え、その患者**から 味方になって欲しいと頼まれ証言する

(交通事故)

原告である交通事故の被害者又は 賠償金を払う被告側の保険会社 から、味方になって欲しいと頼まれ証言する

裁判にはどのようなルールがあるか

立証責任

医学文献の証拠能力・証拠価値

※「証拠能力」は、証拠となり得るかという資格の問題 「証拠価値」は証拠能力があることを前提にその役立つ程度のこと

立証責任とは

立証責任を負っている側が、<u>裁判官</u>を説得する責任を負い、 <u>説得に失敗</u>したら、<u>立証責任を負っている側が負ける</u>ルール

刑事裁判 → 検察官が 8割(立証)・被告人が 2割(反証) 民事裁判 → 原告が7~8割(立証)・被告が2~3割(反証)

但し、立証であろうが、反証だろうが、 裁判官が理解しなければ8割はもとより2割にも達しない

ポイント

8割だろうが2割だろうが、そもそも 理解してもらえなければ意味が無い イコール敗訴

医学文献の証拠能力(刑事裁判)

刑事裁判では、<u>医学文献</u>を含め、 書面は、相手方の同意がない限り、証拠能力がない

理由 証拠は、相手方に反対尋問の機会を与え、受け答えを吟味して 初めてその内容の信用性が決まる。しかるに、書面に向かって いくら声をかけても(反対尋問)、書面は何も答えないから

そこで、

その書面を書いた人を法廷に呼んで反対尋問しない限り その書面の内容は信用できず、証拠能力は無し

ただし 相手方が同意すれば反対尋問権の放棄→証拠能力が生じる

> ところが 無実を主張するようなケースでは お互いにほぼ同意しない

医学文献の証拠能力(刑事裁判)

ポイント

そのため

法廷で証言する必要が生じ、証言したことだけが証拠となる

一方で、自分の医学論文に書いてあることでも、 その内容を法廷で証言しない限り、証拠として斟酌されず

他方で、自分の医学論文に書いていないことでも、 法廷で証言すれば証拠となる

問題点

<u>裁判例</u>は無条件で<u>斟酌</u>されるが、 医学的知見は、<u>ガイドライン</u>や<u>医師には周知</u>のものでも その内容を一つ一つ証言しない限り証拠にならない

医学文献の証拠能力(民事裁判)

民事では全く別の扱い

証拠無制限の原則

医学文献(同意不要)、隠し録音、法廷証言など何でも可

後出し証拠も可

相手方医師の法廷証言と矛盾するその人の論文を 法廷での証言終了後に出す

様々な手段あり

求釈明、文書送付嘱託の申し立て、調査嘱託の申立て、 文章提出命令の申立て、証拠保全の申立てなど、何でもあり

カルテ等の証拠「価値」(刑事・民事)

電子カルテは非常に高い証拠価値 紙カルテは証拠能力はあるが証拠価値が劣る

(: 余白に加筆でき、かつ加筆の有無が外見からは不明)

ただし、

<u>電子カルテにも問題あり</u> チェック式のところの情報が薄い そこで、クレームを受けそうな患者の場合、

- →「電子カルテ」+「紙の手控え」の双方を作っておく [紙の手控えの作り方]
- 1 電子カルテのチェック式に相当する項目について、別途、紙にボールペンで詳しく書く
- 2 余白は「一余白一」と書き、間違えたら二重線で消すなど、連続して記載する

そして、何よりも、証拠価値が高いのは、

看護記録

なぜなら、自己保身の動機が通常はないから

医学に素人の裁判官に医学的知見を理解してもらう方法

その1 裁判官の属性を知ること

その2 分かり易く説明すること

その3 平易な説明の薬効・副作用・禁忌

裁判官の属性

属性1

医療は全くの素人 科学の基本的な知識すら欠如・勘違い

→ 分かり易く基本から説明する必要

属性2

向学心が非常に強い

→ 一旦理解してもらえば、 どんどん自分から興味を持ち勉強する

【その2】

分かり易い説明 [3つのルール]

概念相互の異同に留意しながら

ルール 1

1. 中学生の理科 から説明すること

事例:核医学検査が話題になったら放射線の種類から説明し、さらには電磁波=電波でないことを説明すること。これは一見、遠回しで無駄な説明にも思えるが、そうではない基礎からの説明こそが理解への早道

ルール2

2. 比喩 を使って説明すること

事例:血液が固まりにくい=血管が破綻しやすいと思い込んでいる裁判官がいる。こういうときは、いくら、血液凝固には血小板の凝集の一次止血と、凝固系の亢進の二次止血があり、凝固系には内因系と外因系があってそれぞれが進展して・・・・と説明しても?マークが飛び交うだけ

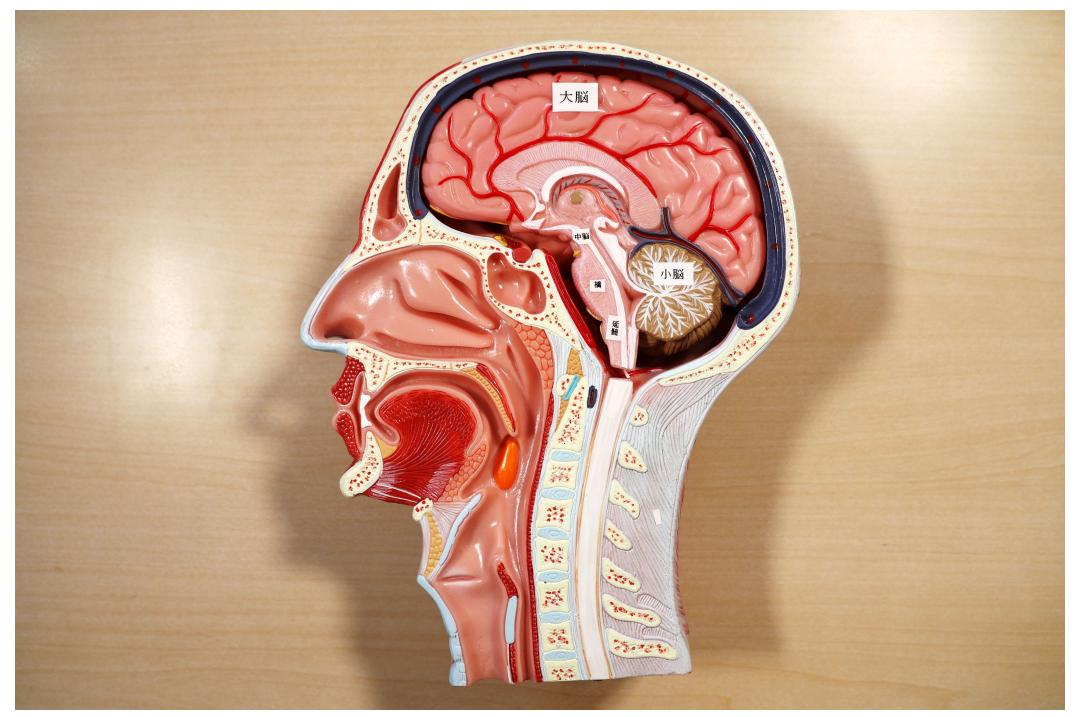
→ こういうときは、血管を大河、破綻を堤防の決壊、 血小板を土嚢、凝固因子を土嚢を囲む金網で比喩

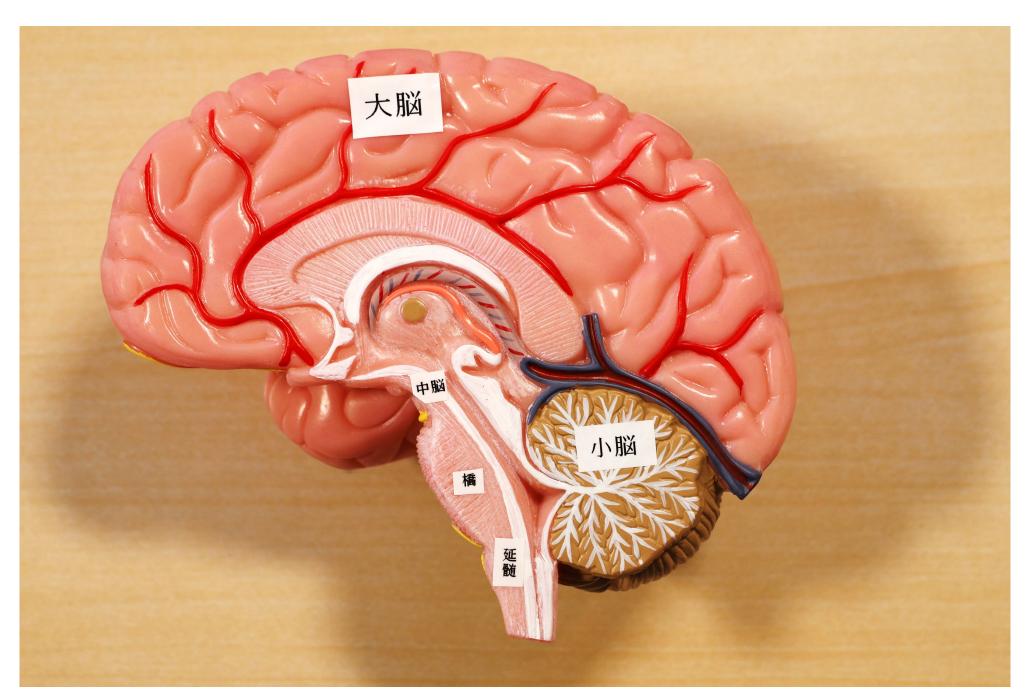
ルール3

3. 三次元的な視覚(模型)で説明

事例: 小脳が障害されると高次脳機能障害を発症すると真顔で説明し、「私は医療には詳しい」と豪語する法律家がいるまた、世論の圧力に押されて良く調べずに、「機序は小脳血腫だ」として起訴した検察官もいる(杏林大学割り箸事件)

→ このとき、小脳・大脳・横静脈洞・S状静脈洞の位置も知らないし、 機能の区別もついていない。言葉や二次元の平面で説明しても限界が あるので、模型を使って裁判官の面前で、具体的に実践すること





【その3】

平易な説明の薬効・副作用・禁忌

【薬効】

法廷で、分かりやすく説明ができれば、 裁判官は知りたいという向学心が旺盛であるから、 証人尋問の時間制限を気にしなくなる 時間オーバーも実は許される! なぜなら、訴訟指揮権は裁判長の独占的権限。

また、向学心が旺盛であるから、一旦、理解させれば、 こちらの土俵に、<u>裁判官自ら入り込んで来る</u>

その結果、勝訴への最短距離となる

【副作用】 正確さに欠けるため誤解される余地あり【禁忌】 裁判官のプライドを傷つける上から目線の話し方

被害者ビジネスに要注意

着手金(依頼者が弁護士に最初に支払う費用)は、次の計算式に基づく額

→ <u>これは訴訟で勝とうが負けようが返す必要なし</u>

【算定方法】→ 訴状で請求する額をXとした時

Xが300万以下の時

Xの8%(+税)

Xが300万円を超え3000万円以下の時

Xの5%+9万円(+税)

×が3000万円を超え3億円以下の時

Xの3%+69万円(+税)

報酬金(依頼者が弁護士に事件終了後に支払う費用)は、次の計算式に基づく額

【算定方法】→ 判決で認められた額をXとした時

Xが300万以下の時

Xの16% (+税)

Xが300万円を超え3000万円以下の時

Xの10%+18万円(+税)

Xが3000万円を超え3億円以下の時

Xの6%+138万円(+税)

よって 判決で認められるかどうかとは関係なしに、 着手金で稼ぐため、 交通事故の訴訟などでは、 「超」過大請求をする弁護士も一部にはいる とりわけ高次脳機能障害事案で多い

> これは一種の被害者ビジネスである。 これに、<u>医師が安易に乗って医学的意見書</u>を書くと、

名声が失墜する

さらには、 医師と話をつけて、 カルテへの不当な記載を示唆する弁護士も散見される 医師は、**虚偽診断書等作成罪**の恐れあり

[三ないの原則]

1 専門外のことは、

書かない

2 ゴーストライターに名前を、

貸さない

3 無理筋のことを頼む弁護士からは、

引き受けない